

第151期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：平成27年6月26日（金曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所：ヒルトン東京4階 菊の間



株主総会に当日ご出席願えない株主様

同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び
内容決定の件

株式会社 **ニコン**

証券コード：7731

目次

招集ご通知

第151期定時株主総会招集ご通知……………	2
インターネットによる議決権行使について……	4

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件……………	5
第2号議案 定款一部変更の件 ……………	6
第3号議案 取締役10名選任の件 ……………	7
第4号議案 監査役3名選任の件……………	13
第5号議案 取締役賞与支給の件……………	15
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 ……	16

(添付書類)

事業報告

1. 企業集団の現況 ……………	20
(1) 当事業年度の事業の状況	
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況	
(3) 重要な親会社及び子会社の状況	
(4) 対処すべき課題	
(5) 主要な事業内容	
(6) 主要な営業所及び工場	
(7) 使用人の状況	
(8) 当社の主要な借入先の状況	
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項	

2. 会社の現況 ……………	28
(1) 株式の状況	
(2) 新株予約権等の状況	
(3) 会社役員の状況	
(4) 会計監査人の状況	
(5) 業務の適正を確保するための体制	

連結計算書類

連結貸借対照表……………	39
連結損益計算書……………	40
連結株主資本等変動計算書……………	41

計算書類

貸借対照表……………	42
損益計算書……………	43
株主資本等変動計算書……………	44

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本……………	46
計算書類に係る会計監査報告書謄本……………	47
監査役会の監査報告書謄本……………	48

株主総会会場ご案内図

証券コード 7731
平成27年6月5日

株主各位

(本店) 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地
(本社) 東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社 **ニコン**
取締役社長 牛田 一雄

第151期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第151期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日	時	平成27年6月26日(金曜日) 午前10時												
2. 場	所	東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京4階 菊の間 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)												
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第151期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第151期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <table border="0"> <tr> <td>第1号議案</td> <td>剰余金処分の件</td> <td>第4号議案</td> <td>監査役3名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第2号議案</td> <td>定款一部変更の件</td> <td>第5号議案</td> <td>取締役賞与支給の件</td> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>取締役10名選任の件</td> <td>第6号議案</td> <td>取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件</td> </tr> </table>		第1号議案	剰余金処分の件	第4号議案	監査役3名選任の件	第2号議案	定款一部変更の件	第5号議案	取締役賞与支給の件	第3号議案	取締役10名選任の件	第6号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
第1号議案	剰余金処分の件	第4号議案	監査役3名選任の件											
第2号議案	定款一部変更の件	第5号議案	取締役賞与支給の件											
第3号議案	取締役10名選任の件	第6号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件											

なお、当日ご出席願えない場合は、書面(郵送)又は電磁的方法による議決権行使が可能ですので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

- ◎本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

http://www.nikon.co.jp/ir/stock_info/meeting/index.htm

議決権行使についてのご案内



株主総会への当日ご出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

なお、代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主の方1名とし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となります。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、**平成27年6月25日（木曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。

なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、**平成27年6月25日（木曜日）午後5時**までにご行使ください。

※郵送と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。

※電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

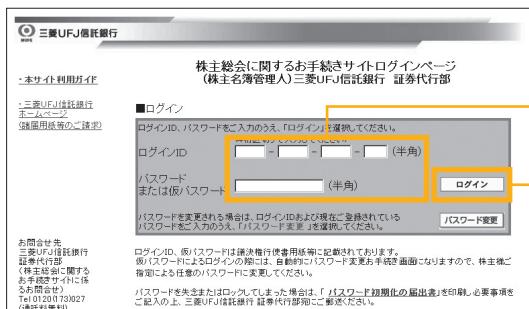
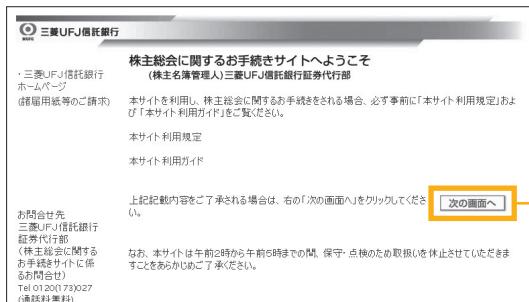
以上

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ賛否をご入力ください。
(ただし、午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

※以下はパソコン用の画面を表示しております。

- 1 議決権行使サイト
(<http://www.evotep.jp/>)
にアクセスします。
- 2 ログイン画面に移動します。
- 3 同封の議決権行使書に記載の
「ログインID」と「仮パスワード」を入力し、「ログイン」
をクリックします。
- 4 以降、画面の案内に沿って
賛否を入力します。



お問合せ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォン又は携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (通話料無料)
受付時間 午前9時～午後9時

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営をベースに将来の成長に向けての投資を積極的に行いつつ、連結業績の反映度を高めながら安定的な配当を実施してまいります。

上記方針に基づき、期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金22円

配当総額 8,727,984,210円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

なお、当期年間配当金は中間配当金と合わせて当社普通株式 1株につき金32円（前期と同額）となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、本社機能と事業機能の連携強化を目的として、平成26年11月に本社機能を東京都千代田区より東京都港区に移転しておりますが、それに伴い定款第2条に定める本店の所在地を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第2条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第2条 当社は、本店を東京都港区に置く。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数	当社との特別の 利害関係
1	木村 真琴 （昭和23年2月3日）	昭和49年 4月 当社入社 平成13年 6月 当社執行役員 映像カンパニー商品統括部長 同 14年 1月 当社執行役員 映像カンパニーマーケティング統括部長 同 14年10月 当社執行役員 映像カンパニープレジデント 同 15年 6月 当社常務取締役兼上席執行役員 映像カンパニープレジデント 同 17年 6月 当社専務取締役兼上席執行役員 映像カンパニープレジデント 同 19年 6月 当社取締役兼専務執行役員 映像カンパニープレジデント 同 21年 6月 当社取締役兼副社長執行役員 新事業開発本部担当役員 映像カンパニープレジデント 同 22年 6月 当社取締役社長兼社長執行役員 新事業開発本部担当役員 同 26年 6月 当社取締役会長 （現在に至る）	43,800株	なし

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
2	うしだ かずお 牛田 一雄 (昭和28年1月25日)	昭和50年 4月 当社入社 平成15年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長 同 17年 6月 当社常務取締役兼上席執行役員 精機カンパニープレジデント 同 19年 6月 当社取締役兼専務執行役員 精機カンパニープレジデント 同 21年 6月 当社取締役兼専務執行役員 知的財産本部担当役員 精機カンパニープレジデント 同 25年 6月 当社取締役兼副社長執行役員 知的財産本部担当役員 精機カンパニープレジデント 経営企画本部副担当役員 同 26年 6月 当社取締役社長兼社長執行役員 メディカル事業推進本部管掌 新事業開発本部管掌 (現在に至る)	24,199株	なし

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数	当社との特別の 利害関係
3	いとう じゅんいち 伊藤 純一 (昭和25年11月26日)	昭和50年 4月 株式会社三菱銀行入社 平成14年 6月 株式会社東京三菱銀行執行役員 同 17年 5月 同行常務執行役員 同 17年 6月 同行常務取締役 同 18年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役 同 21年 5月 同行専務執行役員 同 23年 6月 当社取締役兼副社長執行役員兼CFO 経営企画本部担当役員 財務・経理本部担当役員 同 24年10月 当社取締役兼副社長執行役員兼CFO 経営企画本部担当役員 財務・経理本部担当役員 情報セキュリティ推進本部担当役員 同 26年 6月 当社取締役兼副社長執行役員兼CFO 経営監査部管掌、経営戦略本部管掌 (現在に至る) [重要な兼職の状況] Nikon Americas Inc.会長 Nikon Holdings Europe B.V.会長 Nikon Holdings Hong Kong Limited会長	8,400株	なし
4	おかもと やすゆき 岡本 恭幸 (昭和31年1月3日)	昭和53年 4月 当社入社 平成17年 6月 当社執行役員 映像カンパニーマーケティング統括部長 同 18年10月 当社執行役員 映像カンパニーマーケティング本部長 同 19年10月 当社執行役員 Nikon Inc.社長兼CEO 同 21年 6月 当社常務執行役員 Nikon Inc.社長兼CEO 同 22年 6月 当社取締役兼常務執行役員 映像カンパニープレジデント 同 26年 6月 当社取締役兼常務執行役員 業務本部管掌、映像事業部管掌 (現在に至る)	11,300株	なし

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
5	おおき ひろし 大木 裕史 (昭和29年8月12日)	昭和54年 4月 当社入社 平成20年 6月 当社執行役員 コアテクノロジーセンター研究開発本部長 同 23年 6月 当社常務執行役員 コアテクノロジーセンター副センター長 兼研究開発本部長 同 24年 6月 当社取締役兼常務執行役員 コアテクノロジーセンター長 同 26年 6月 当社取締役兼常務執行役員 コアテクノロジー本部長 知的財産本部管掌、半導体装置事業部管掌 マイクロスコープ・ソリューション事業部管掌 産業機器事業部管掌 カスタムプロダクツ事業部管掌 (現在に至る)	12,200株	なし
6	ほんだ たかはる 本田 隆晴 (昭和29年11月20日)	昭和52年 4月 当社入社 平成20年 6月 当社執行役員 映像カンパニー事業企画部ゼネラルマネジャー 同 23年 6月 当社常務執行役員 広報・IR部担当役員 経営企画本部長 同 26年 6月 当社取締役兼常務執行役員 人事・総務本部長 情報セキュリティ推進本部管掌 システム本部管掌 (現在に至る)	10,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
7	はまだ ともひで 浜田 智秀 (昭和32年2月6日)	昭和55年 4月 当社入社 平成21年 6月 当社執行役員 精機カンパニー液晶露光装置事業部 第二開発部ゼネラルマネジャー 同 24年 6月 当社執行役員 精機カンパニー液晶露光装置事業部長 同 25年 6月 当社常務執行役員 精機カンパニー液晶露光装置事業部長 同 26年 6月 当社取締役兼常務執行役員 経営戦略本部長 (現在に至る)	6,300株	なし
8	まさい としゆき 正井 俊之 (昭和27年8月5日)	昭和55年 3月 当社入社 平成17年 6月 当社執行役員 Nikon Inc.社長兼CEO 同 19年 9月 当社執行役員 Nikon Europe B.V.社長 同 21年 6月 当社取締役兼常務執行役員 インストルメンツカンパニープレジデント 同 26年 6月 当社取締役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 日本電子株式会社取締役兼副社長執行役員	14,900株	なし
9	社外 独立 まつお けんじ 松尾 憲治 (昭和24年6月22日)	昭和48年 4月 明治生命保険相互会社入社 平成13年 7月 同社取締役 同 16年 1月 明治安田生命保険相互会社取締役 同 17年 4月 同社常務取締役 同 17年12月 同社代表取締役社長 同 18年 6月 当社社外取締役 (現在に至る) 同 18年 7月 明治安田生命保険相互会社取締役 代表執行役社長 同 25年 7月 同社特別顧問 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社三菱東京UFJ銀行社外監査役 三菱地所株式会社社外監査役	0株	なし

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
10	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>社外</p> <p>樋口 公啓</p> <p>ひぐち こうけい</p> <p>(昭和11年3月14日)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>独立</p> </div> </div>	<p>昭和35年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成 8年 6月 同社取締役社長 同 13年 6月 同社取締役会長 同 15年 6月 同社相談役 同 16年10月 東京海上日動火災保険株式会社相談役 同 22年 6月 当社社外取締役 (現在に至る) 同 25年 6月 東京海上日動火災保険株式会社名誉顧問 (現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況] 日本空港ビルディング株式会社社外監査役 能美防災株式会社社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外監査役</p>	0株	なし

- (注) 1. 松尾憲治及び樋口公啓の両氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。
2. 松尾憲治氏は、他社における経営者としての豊富な知識・経験を有しており、その卓越した見識を当社の経営全般に寄与していただけると判断しております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
3. 樋口公啓氏は、他社における経営者としての豊富な知識・経験を有しており、その卓越した見識を当社の経営全般に寄与していただけると判断しております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社と松尾憲治氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社と樋口公啓氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、松尾憲治及び樋口公啓の両氏を独立役員として届出ております。
7. 当社は、明治安田生命保険相互会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行から資金の借入れを行っております。また、当社は、明治安田生命保険相互会社及び東京海上日動火災保険株式会社に対し、それぞれ保険取引関係があります。さらに、当社と三菱地所株式会社との間には本社に関する不動産賃貸に関する取引関係がございましたが、平成26年11月の当社本社の移転をもって当該取引関係はなくなりました。なお、各社への支払金額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役河合芳道、上原治也及び畑口紘の各氏は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

新任：新任候補者 **社外**：社外監査役候補者 **独立**：独立役員候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数	当社との特別の 利害関係
1	新任 はしづめ のりお 橋爪 規夫 (昭和27年12月4日)	昭和50年 4月 当社入社 平成17年 6月 当社執行役員経理部ゼネラルマネジャー 同 21年 6月 当社取締役兼執行役員 関連事業部担当役員、経理部ゼネラルマネジャー 同 22年 6月 当社取締役兼常務執行役員 財務・経理本部長 同 26年 6月 当社取締役兼常務執行役員 財務・経理本部管掌 (平成27年6月 退任予定)	14,306株	なし
2	社外 独立 うえはら はるや 上原 治也 (昭和21年7月25日)	昭和44年 4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成 8年 6月 同行取締役 同 14年 6月 同行取締役副社長 同 16年 4月 同行取締役社長 同 17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長 同 20年 6月 同行取締役会長 同 23年 6月 当社社外監査役 (現在に至る) 同 24年 4月 三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社小糸製作所社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外監査役	3,700株	なし

新任：新任候補者 社外：社外監査役候補者 独立：独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
3	<p>社外 独立</p> <p>はたぐち ひろし 畑口 紘</p> <p>(昭和15年4月8日)</p>	<p>昭和42年 4月 弁護士登録</p> <p>同 42年 4月 日本輸出入銀行入社</p> <p>同 44年 4月 同行退社</p> <p>同 47年 2月 大塚総合法律事務所勤務</p> <p>同 62年 4月 最高裁判所司法研修所教官</p> <p>平成 2年 3月 同所教官退任</p> <p>同 2年 4月 法政大学法学部講師</p> <p>同 6年 4月 第一東京弁護士会副会長</p> <p>同 7年 3月 同会副会長退任</p> <p>同 8年 4月 日本弁護士連合会理事</p> <p>同 9年 3月 同会理事退任</p> <p>同 17年 3月 法政大学法学部講師退任</p> <p>同 21年12月 大塚総合法律事務所退所</p> <p>同 22年 1月 畑口紘法律事務所開設 (現在に至る)</p> <p>同 23年 6月 当社社外監査役 (現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>双信電機株式会社社外取締役 (平成27年6月就任予定)</p> <p>株式会社東京エネシス社外監査役</p>	6,500株	なし

- (注) 1. 上原治也及び畑口紘の両氏は、会社法に定める社外監査役候補者であります。
2. 上原治也氏は、他社における経営者としての豊富な知識・経験を有しており、当社の社外監査役として十分な監査機能を発揮していただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 畑口紘氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を有しており、当社の社外監査役として十分な監査機能を発揮していただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 上原治也氏は、株式会社小糸製作所の社外取締役在任中に、同社の自動車用ランプ取引に関し、米国司法省との間で罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意した件などに対しましては、独占禁止法・競争法違反行為の根絶・再発防止に向けた全社を挙げてのコンプライアンス体制の整備・充実とその徹底・定着について各種の提言を行っております。また、三菱重工業株式会社の社外監査役在任中に、同社において一部の自動車部品事業に関し、競争業者との不適切な情報交換等のカルテル行為があり、事前にはこれらの行為を認識しておりませんでした。日頃から同社の取締役会及び監査役会において法令遵守の視点に立った様々な提言を行っており、本件に関する再発防止策についても積極的な意見表明を行っております。

5. 当社と上原治也氏との間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社と畑口紘氏との間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、上原治也及び畑口紘の両氏を独立役員として届出ております。
8. 当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社から資金の借り入れを行っております。なお、同社への支払金額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度（第151期）末時点の取締役8名（非常勤取締役1名及び社外取締役2名を除く）に対し、当事業年度の業績その他諸般の事情を勘案し、取締役賞与として総額8,636万7千円を支給させていただきたいと存じます。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下本議案において同じ）の報酬は、「月額報酬」、「賞与」及び長期業績に連動する「株式報酬型ストックオプション」により構成されていますが、当社は、新たに、当社取締役及び執行役員（取締役と併せて、以下「取締役等」という）を対象とする中期業績に連動した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入いたします。

具体的には、平成23年6月29日開催の第147期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額である年額6億5,000万円（月例定額報酬及び株式報酬型ストックオプションを対象とする）とは別枠で、中期経営計画で掲げる最終事業年度の業績目標の達成度等に応じた新たな株式報酬を、当社の取締役に対して支給することを提案いたします。

当社は、平成27年から3年毎に本制度に基づくインセンティブプランを実施することを予定しておりますが、その詳細については下記2.の範囲内で取締役会に一任いただきたいと存じます。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり可決されますと7名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は18名）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記2.(2)に定義される）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額及び内容を提案するものです。

1. 提案の理由及び当該報酬制度等を相当とする理由

当社は、平成27年5月14日に公表した「2015年度中期経営計画」において、従来の中期経営計画で採用していたローリング方式を、3年間固定とする方式に改め、中期経営ビジョン「Next 100 - Transform to Grow」のもと、6事業のポートフォリオで成長する企業体へ生まれ変わることを必達目標と位置付けることといたしました。これに併せて、取締役等に対し、その実現のためのインセンティブを一層高めることを目的として、中期経営計画で示す業績との連動性が高い本制度を導入いたします。また、本制度の導入により、メディカル分野等の成長ドライバーにおいてグローバルに活躍する優秀な外部人材の招聘をより促進することも狙いとしております。

なお、本制度の導入に関し、報酬審議委員会の審議結果を踏まえたうえで本議案を付議しております。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が下記(2)に従って取締役等の報酬として拠出する信託金を原資として当社株式が信託を通じて取得され、中期経営計画で掲げる最終事業年度の業績達成度等に応じて3年毎に当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を取締役等の報酬として交付及び給付（以下「交付等」という）する株式報酬制度です。

(2) 会社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度を対象期間として、3年毎に本制度に基づくインセンティブプランを実施することを予定しております。当社は、対象期間ごとに合計12億円を上限とする信託金を、取締役等への報酬として拠出し（※）、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ）します。本信託による株式の取得は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場から取得する方法により行います。

具体的には、当初設定される本信託については、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を本制度に基づくインセンティブプランの対象期間とし、当社は、合計12億円を上限とする信託金を拠出し、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)参照）の付与を行い、本信託は、平成30年6月に、3事業年度の累積ポイントに応じた当社株式等の交付等を行います。

また、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度に基づくインセンティブプランとして既存の本信託を継続利用することがあります。その場合、本信託の信託期間を当初の信託期間と同等年数延長し、信託期間の延長以降3事業年度を対象期間とし、当社は、延長された信託期間ごとに、合計12億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額の上限を12億円とします。

※ 但し、上記のとおり、本議案は、本制度に基づく取締役等への報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額及び内容を提案するものです。

(3) 当社取締役等が取得する当社株式数上限

当社取締役等に対して交付される当社株式数は、一定の算定式に従って、業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、代表取締役、社外取締役及び社外有識者で構成される報酬審議委員会による審議及び提言を経て、取締役会において定めます。なお、1ポイント＝1株とし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たり交付される当社株式の数を調整します。

まず、毎年6月1日に取締役等として在任する者には、以下の算定式に従ってポイントが付与されます。

(ポイントの算定式)

役位別基本報酬額※×役位別比率※÷信託の株式平均取得単価(小数点以下の端数は切捨)

※「役位別基本報酬額」や「役位別比率」は職責や職務、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮して決定します。

本信託の設定を行った事業年度から起算して3事業年度終了毎に初めて到来する6月1日に取締役等として在任する者は、以下の算定式に従って算出されるポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から交付等を受けるものとします。

(交付株式数の算定式)

3年間のポイント累積×業績連動係数(小数点以下の端数は切捨)※

※業績連動係数は3事業年度毎の中期経営計画で設定する最終事業年度の連結売上高及び連結営業利益等の目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で決定します。

対象期間ごとに本信託により当社取締役等に交付される当社株式の総数は、73万株を上限とします。この上限交付株数は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 当社取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を充足した当社取締役等は、本信託の設定を行った事業年度から起算して3事業年度終了毎に初めて到来する6月に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。

この場合、当社取締役等は、当該ポイントに対応する当社株式の50%(単元未満株式は切捨)について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、本信託の設定時において当社の取締役等でなかった者が当該本信託の対象期間中に新たに取締役等となった場合、かかる者は、当該対象期間においては本制度の対象者に含みませんが、本制度の対象となる取締役等と同様に在任期間に応じた株式交付ポイントが付与され、本信託の延長がなされた場合には、延長後に本制度により付与される株式付与ポイントに対応

する当社株式等に加えて、当該対象期間中に付与されていた株式交付ポイントに対応する当社株式等の交付等を受けることがあります。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

(添付書類)

事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、米国においては堅調な個人消費などを背景に回復基調にありましたが、欧州景気の停滞、新興国経済の成長鈍化が続きました。また、わが国経済は消費税増税による影響はありましたが回復基調で推移しました。

事業別では、精機事業においては、半導体関連分野における設備投資は堅調に推移しました。一方、FPD関連分野では、大型ディスプレイ用の設備投資が回復したものの、中小型ディスプレイ用の設備投資が一段落した影響で低調に推移しました。映像事業においては、レンズ交換式デジタルカメラ市場は欧州・中国を中心に低調に推移し、コンパクトデジタルカメラ市場は引き続き縮小しました。インストルメンツ事業においては、マイクロスコop関連分野は国内の公共予算縮小及び執行遅延により低調に推移しましたが、米州や中国においては堅調に推移しました。産業機器関連分野は電子部品・自動車関連の設備投資が回復しました。

こうした状況の下、当社グループは、平成26年6月に発表した中期経営計画に基づき、事業ポートフォリオを再構築し、持続的な成長を実現できるビジネスモデルへの変革を図るため、構造改革に着手しました。

まず、分権経営のカンパニー制から、社長が直轄する事業部制に移行し、機動的な経営リソース配分の実行が可能な体制とするとともに、新たな柱となるメディカル事業の早期育成を推進するため、メディカル事業推進本部を新設いたしました。

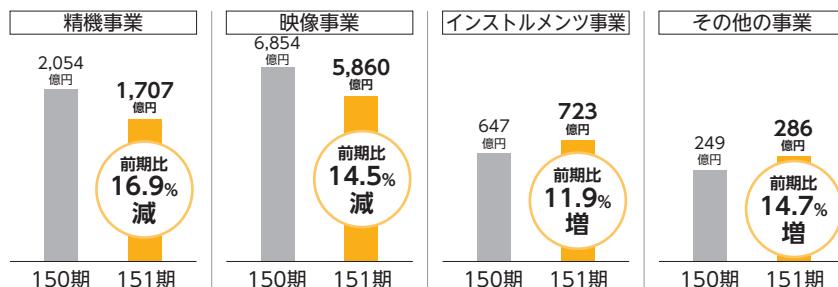
既存の主力事業においては、イノベティブな新製品の投入や、さらなるコスト削減などに取り組むことで、事業基盤の強化をしてまいりました。また、M&Aや業務提携などによる外部リソースの取り込みや活用、新領域探索のためにコーポレートベンチャーキャピタルの構築を推進しました。

一例として、メディカル事業への本格的参入への足掛かりとして、英国の網膜画像診断装置市場における代表的企業であるOptos オプトス Plcとの間で、同社を友好的に買収し、完全子会社化する手続きを開始することを合意いたしました。

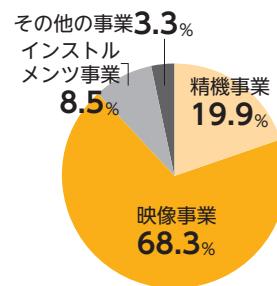
当社グループの連結業績は、売上高は8,577億82百万円、前期比1,227億74百万円（12.5%）の減少となり、営業利益は434億12百万円、前期比195億29百万円（31.0%）の減少、経常利益は463億68百万円、前期比153億56百万円（24.9%）の減少となりました。また、半導体装置事業における減損損失等を計上した結果、当期純利益は183億64百万円、前期比284億60百万円（60.8%）の減少となりました。

次に、事業別の概況につきご報告申し上げます。

■ 事業別売上高



■ 事業別売上高構成比



精機事業

半導体露光装置分野では、ArF液浸スキャナーを中心とした装置の性能向上・拡販等に努め、極めて高い重ね合わせ精度と生産性を実現した最新装置「NSR-S630D」を販売しました。しかしながら、顧客の設備投資計画変更による影響等もあり厳しい状況となりました。

FPD露光装置分野においては、スマートフォン・タブレット型端末などの中小型・高精細ディスプレイの生産に適した「FX-67S」等の販売に注力しましたが、設備投資一段落の影響を受けました。また、大型ディスプレイ用の装置では、設備投資回復を背景に、最新型の「FX-86S2」や「FX-86SH2」などが順調に販売を伸ばしました。

事業全体を通じて、工期短縮やコスト削減など、収益構造の改善にも取り組みましたが、当事業の売上高は1,707億57百万円、前期比16.9%の減少、営業利益は83億55百万円、前期比58.4%の減少となりました。

映像事業

映像事業では、レンズ交換式デジタルカメラは、プロフェッショナルモデルに迫る本格仕様のデジタル一眼レフカメラ「D750」「D810」、ミドルクラスモデルの「D7200」「D7100」、エントリークラスモデルの「D5500」「D3300」等が好評を博し、特に米国・ロシアは第4四半期で大きくシェアを伸ばしました。

コンパクトデジタルカメラでは、光学60倍ズームの多機能モデル「COOLPIX P600」、光学30倍のスタイリッシュモデル「COOLPIX S9700」等の販売が堅調に推移しました。

交換レンズは、平成26年11月には累計生産本数9,000万本を達成しました。

これらの結果、市場が低迷するなかでも、シェア拡大等により、当事業の売上高は5,860億19百万円、前期比14.5%の減少、営業利益は566億98百万円、前期比11.8%の減少に留めました。

インストルメンツ事業

マイクロスコプ分野では、国内においては市場の影響を受けたものの、シェア拡大を実現した中国や細胞研究関連で販売が好調な米州が牽引し、研究用倒立顕微鏡を中心に売上げを伸ばしました。

産業機器分野では、設備投資の回復により、CNC画像測定システムNEXIVシリーズや非接触三次元測定機などの販売を伸ばすとともに、生産性のさらなる向上に努め、収益を改善しました。

これらの結果、当事業の売上高は過去最高の723億81百万円、前期比11.9%の増加となり、営業利益は11億99百万円（前期は21億56百万円の営業損失）となりました。

その他の事業

カスタムプロダクツ事業では、宇宙関連が大きく売上げを伸ばし、ガラス事業では、FPDフォトマスク基板の販売不振により売上げが減少したものの、収益改善に努め増益となりました。

この結果、これらの事業の売上高は286億22百万円、前期比14.7%の増加となり、営業利益は67億91百万円、前期比53.7%の増加となりました。

(注) 事業別の営業損益には、当社グループ内取引において生じた損益を含んでおります。

② 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は325億49百万円であり、事業別の投資額は、精機事業60億34百万円、映像事業83億29百万円、インストルメンツ事業17億88百万円、その他の事業83億65百万円であります。なお、当期に実施いたしました主な設備投資の内容は、精機事業での先端露光装置の開発・生産のための設備の増設並びに映像事業での生産設備の整備であります。

③ 資金調達の状況

当期末現在の長期借入金残高（1年以内返済分を含む）は496億円であり、前期末に比べ増減はありません。

なお、当期は増資又は社債発行による資金調達を行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

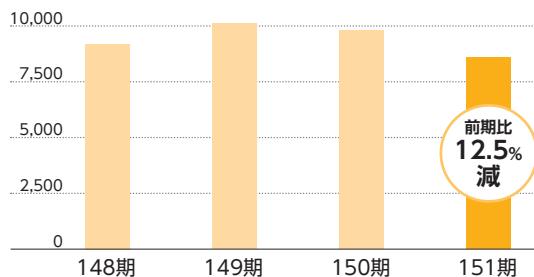
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社グループに関するものは以下のとおりです。

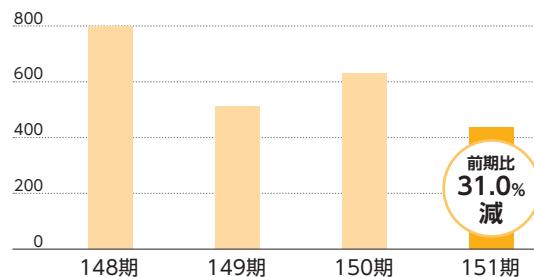
区 分	第148期 (平成23年度)	第149期 (平成24年度)	第150期 (平成25年度)	第151期 (平成26年度)
売 上 高 (百万円)	918,651	1,010,493	980,556	857,782
営 業 利 益 (百万円)	80,080	51,001	62,941	43,412
経 常 利 益 (百万円)	89,383	48,344	61,725	46,368
当 期 純 利 益 (百万円)	59,305	42,459	46,824	18,364
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	149円57銭	107円7銭	118円6銭	46円29銭
総 資 産 (百万円)	860,230	864,667	949,515	972,945
純 資 産 (百万円)	433,616	490,217	546,813	572,200

(注) 第150期より、一部の在外子会社において国際会計基準 (IAS) 第19号「従業員給付」(平成23年6月16日改訂) を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されるため、第149期の総資産額、純資産額は遡及適用後の金額となっております。

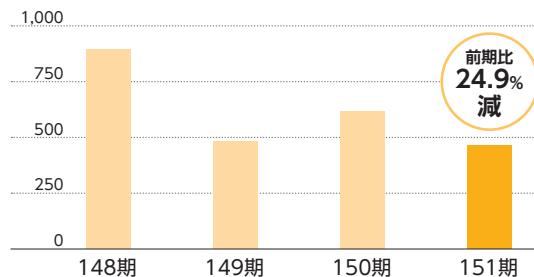
■ 売上高 (億円)



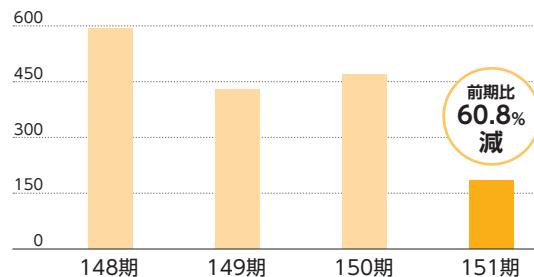
■ 営業利益 (億円)



■ 経常利益 (億円)



■ 当期純利益 (億円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

	会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
精機事業	株式会社栃木ニコンプレジジョン	栃木県	425百万円	100.0%	精機事業の製品及び部品の製造
	Nikon Precision Inc.	米国	1千米ドル	* 100.0%	精機事業製品の米国及び欧州における販売
映像事業	株式会社栃木ニコン	栃木県	363百万円	100.0%	映像事業製品の製造
	株式会社仙台ニコン	宮城県	480百万円	100.0%	映像事業製品の製造
	株式会社ニコンイメージングジャパン	東京都	400百万円	100.0%	映像事業製品の国内における販売
	Nikon (Thailand) Co., Ltd.	タイ	12億バーツ	100.0%	映像事業製品の製造
	Nikon Imaging (China) Co., Ltd.	中国	32百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の製造
	Nikon Inc.	米国	1千米ドル	* 100.0%	映像事業製品の米州における販売
	Nikon Europe B.V.	オランダ	1百万ユーロ	* 100.0%	映像事業製品の欧州における販売
	Nikon Hong Kong Ltd.	中国	5百万香港ドル	* 100.0%	映像事業製品のアジアにおける販売
	Nikon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	22百万シンガポールドル	* 100.0%	映像事業製品のアジア・オセアニアにおける販売
	Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.	中国	10百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の中国における販売
インストゥルメント事業	株式会社ニコンインステック	東京都	417百万円	100.0%	インストゥルメント事業製品の国内における販売
	Nikon Metrology NV	ベルギー	97百万ユーロ	* 100.0%	インストゥルメント事業製品の製造及び欧州・米国での販売

(注) * は間接所有を含めた出資比率であることを表しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの最大の課題は、事業ポートフォリオの再構築です。中期経営ビジョン「Next 100 - Transform to Grow」のもと、映像事業、半導体装置事業、FPD装置事業が牽引してきた企業体から、マイクロスコプ・ソリューション事業と産業機器事業を拡大し、メディカル事業を育成することにより、6事業のポートフォリオで成長する企業体に生まれ変わる必要があります。実現をめざし、社内外の経営資源のさらなる投入、M&A等にも積極的に取り組んでまいります。

既存事業においては、当期に減損損失を計上した半導体装置事業や、市場構造の急激な変化により厳しさを増している映像事業の体質強化に取り組み、収益力の改善に努めてまいります。

これらを通じて持続的な成長を実現すべくビジネスモデルの変革を達成するとともに、新たな価値創造に挑みます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループの主要事業は、以下の製品の製造販売であります。

事業	主要製品
精機事業	半導体露光装置、FPD露光装置
映像事業	レンズ交換式デジタルカメラ、コンパクトデジタルカメラ、交換レンズ、フィルムカメラ、望遠鏡
インストルメンツ事業	生物顕微鏡、工業用顕微鏡、測定機、X線/CT検査システム
その他の事業	特注機器、FPDフォトマスク基板

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

当社に関するものは以下のとおりです。

また、当社子会社に関するものは「(3) ②重要な子会社の状況」（25頁）に記載のとおりです。

事業所名	所在地
本社	東京都
大井製作所	東京都
横浜製作所	神奈川県
相模原製作所	神奈川県

事業所名	所在地
熊谷製作所	埼玉県
水戸製作所	茨城県
横須賀製作所	神奈川県

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
25,415名	1,556名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,731名	53名減	44.5歳	19.8年

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(8) 当社の主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
明治安田生命保険相互会社	13,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,350
日本生命保険相互会社	7,200

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 400,878,921株
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 46,074名
- ⑤ 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,676	7.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,758	5.7
明治安田生命保険相互会社	19,537	4.9
THE BANK OF NEW YORK - JASDECNON-TREATY ACCOUNT	8,619	2.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,378	1.9
株式会社常陽銀行	6,801	1.7
日本生命保険相互会社	6,709	1.7
東京海上日動火災保険株式会社	6,041	1.5
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,481	1.4
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	5,007	1.3

（注）出資比率は自己株式（4,152,366株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社の会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成27年3月31日現在)

回次 (発行年月日)	新株 予約権 の個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	1個当たりの 行使価額	権利行使期間	保有状況	
						取締役	監査役
第3回 (平成17年7月1日)	29個	当社普通株式 29,000株	無償	1,273,000円	平成19年6月30日から 平成27年6月29日まで	24個 (4名)	5個 (1名)
第4回 (平成19年3月14日)	25個	当社普通株式 25,000株	840,000円	2,902,000円	平成21年2月28日から 平成29年2月27日まで	20個 (5名)	5個 (1名)
第5回 (平成19年8月27日)	61個	当社普通株式 6,100株	325,900円	100円	平成19年8月28日から 平成49年8月27日まで	49個 (5名)	12個 (1名)
第6回 (平成20年11月25日)	350個	当社普通株式 35,000株	73,400円	100円	平成20年11月26日から 平成50年11月25日まで	295個 (7名)	55個 (1名)
第7回 (平成21年8月10日)	261個	当社普通株式 26,100株	140,800円	100円	平成21年8月11日から 平成51年8月10日まで	231個 (8名)	30個 (1名)
第8回 (平成22年7月14日)	291個	当社普通株式 29,100株	152,700円	100円	平成22年7月15日から 平成52年7月14日まで	263個 (8名)	28個 (1名)
第9回 (平成24年3月19日)	490個	当社普通株式 49,000株	203,700円	100円	平成24年3月20日から 平成54年3月19日まで	490個 (9名)	—
第10回 (平成24年8月23日)	597個	当社普通株式 59,700株	172,600円	100円	平成24年8月24日から 平成54年8月23日まで	597個 (9名)	—
第11回 (平成25年8月1日)	704個	当社普通株式 70,400株	163,200円	100円	平成25年8月2日から 平成55年8月1日まで	704個 (9名)	—
第12回 (平成26年8月1日)	985個	当社普通株式 98,500株	118,300円	100円	平成26年8月2日から 平成56年8月1日まで	985個 (8名)	—

(注) 1. 社外取締役及び社外監査役に付与した新株予約権はありません。

2. 監査役が保有する新株予約権は、当該各監査役が取締役又は執行役員の在任期間中に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
当社の取締役を兼務していない執行役員に対して、以下のとおり新株予約権を交付しております。

回次 (発行年月日)	新株予約 権の個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	1個当たりの 行使価額	権利行使期間	交付 人数
第12回 (平成26年8月1日)	789個	当社普通株式 78,900株	118,300円	100円	平成26年8月2日から 平成56年8月1日まで	18名

- ③ その他現に発行している新株予約権
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
※ 取締役会長	木 村 眞 琴	グループの重要な経営方針に係る事項	
※ 取締役社長 (社長執行役員)	牛 田 一 雄	経営全般 新事業開発本部管掌 メディカル事業推進本部管掌	
※ 取締役 (副社長執行役員兼CFO)	伊 藤 純 一	社長補佐 経営戦略本部管掌、経営監査部管掌 Nikon Americas Inc.会長 Nikon Holdings Europe B.V.会長 Nikon Holdings Hong Kong Limited会長	
取締役 (常務執行役員)	岡 本 恭 幸	映像事業部管掌、業務本部管掌	
取締役 (常務執行役員)	橋 爪 規 夫	財務・経理本部管掌 Nikon Americas Inc.社長兼CEO Nikon Holdings Europe B.V.社長 Nikon Holdings Hong Kong Limited社長	
取締役 (常務執行役員)	大 木 裕 史	コアテクノロジー本部長 知的財産本部管掌、半導体装置事業部管掌 マイクロSCOOP・ソリューション事業部管掌 産業機器事業部管掌 カスタムプロダクツ事業部管掌	
取締役 (常務執行役員)	本 田 隆 晴	人事・総務本部長 情報セキュリティ推進本部管掌 システム本部管掌	*
取締役 (常務執行役員)	浜 田 智 秀	経営戦略本部長	*
取締役	正 井 俊 之	日本電子株式会社取締役兼副社長執行役員	
取締役	松 尾 憲 治	明治安田生命保険相互会社特別顧問 中部電力株式会社社外監査役 株式会社三菱東京UFJ銀行社外監査役 三菱地所株式会社社外監査役	
取締役	樋 口 公 啓	東京海上日動火災保険株式会社名誉顧問 能美防災株式会社社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外監査役 株式会社三菱総合研究所社外監査役	
常勤監査役	河 合 芳 道	株式会社アパールデータ社外取締役	
常勤監査役	藤 生 孝 一	—	*
監査役	上 原 治 也	三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問 株式会社小糸製作所社外取締役 三菱重工業株式会社社外監査役 株式会社三菱総合研究所社外監査役	
監査役	畑 口 紘	弁護士 双信電機株式会社社外監査役 株式会社東京エネシス社外監査役	

- (注) 1. ※印は、代表取締役を表します。
 2. *印は、平成26年6月27日開催の第150期定時株主総会において新たに選任された取締役及び監査役を表します。
 3. 金澤健一氏は、平成26年6月27日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
 4. 長井良幸及び可児晋の両氏は、平成26年6月27日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
 5. 取締役のうち、松尾憲治及び樋口公啓の両氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 6. 監査役のうち、上原治也及び畑口紘の両氏は社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 7. 常勤監査役河合芳道氏は、当社の経理担当役員としての経歴を有しており、また、常勤監査役藤生孝一氏は、当社の経理部門における長年の経歴を有しており、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 8. 当社は、明治安田生命保険相互会社、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社から資金の借り入れを行っております。また、当社は、明治安田生命保険相互会社及び東京海上日動火災保険株式会社に対し、それぞれ保険取引関係があります。さらに、当社と三菱重工株式会社の間には、当社が製品を販売する等の取引関係があります。また、当社と三菱地所株式会社との間には本社の不動産賃貸に関する取引関係ありましたが、平成26年11月の当社本社の移転をもって当該取引関係はなくなりました。なお、各社への支払金額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役の執行役員兼務状況は前頁に記載の表のとおりですが、平成27年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	川 端 邦 雄	FPD装置事業部管掌、ガラス事業室管掌、エンコーダ事業室管掌
常務執行役員	馬 立 稔 和	半導体装置事業部長
常務執行役員	御 給 伸 好	映像事業部長
執 行 役 員	風 見 一 之	新事業開発本部長
執 行 役 員	今 常 嘉	業務本部長
執 行 役 員	中 島 正 夫	産業機器事業部長
執 行 役 員	下 田 治	メディカル事業推進本部長
執 行 役 員	岩 岡 徹	Nikon Inc. 社長兼CEO
執 行 役 員	吉 川 健 二	経営戦略本部
執 行 役 員	中 村 温 巳	マイクロスコープ・ソリューション事業部長
執 行 役 員	小 田 島 匠	経営戦略本部
執 行 役 員	長 塚 淳	メディカル事業推進本部副本部長
執 行 役 員	谷 井 洋 二 郎	カスタムプロダクツ事業部長

地 位	氏 名	担 当
執行役員	村松 享幸	FPD装置事業部長
執行役員	平岩 弘之	ガラス事業室長
執行役員	山本 哲也	映像事業部開発統括部長
執行役員	杉本 直哉	経営戦略本部
執行役員	中山 正	映像事業部マーケティング統括部長

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	月 額 報 酬		株 式 報 酬 型 ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン		賞 与		合 計	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額	支給人数	支給額	支給人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (2名)	331百万円 (20百万円)	8名 (一)	113百万円 (一)	8名 (一)	86百万円 (一)	12名 (2名)	531百万円 (20百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	73百万円 (22百万円)	—	—	—	—	6名 (3名)	73百万円 (22百万円)
合 計	18名	405百万円	8名	113百万円	8名	86百万円	18名	605百万円

- (注) 1. 上記の支給人数には、平成26年6月27日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(社外取締役を除く)及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 上記の株式報酬型ストックオプションの支給額は、取締役(非常勤及び社外取締役を除く)に付与した新株予約権に関する報酬等の額の当事業年度の費用計上額であります。
3. 上記の賞与の支給額は、本定時株主総会の第5号議案「取締役賞与支給の件」が原案通り承認可決されることを条件として支払う予定の報酬等の額であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

「①取締役及び監査役の状況」(30頁)に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
取 締 役	松 尾 憲 治	14回中 12回出席	—
	樋 口 公 啓	14回中 13回出席	—
監 査 役	上 原 治 也	14回中 13回出席	9回中 8回出席
	畑 口 紘	14回中 13回出席	9回中 9回出席

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

各社外取締役は、経営に関する高い見識に基づき、業務執行から独立した立場で、取締役会の審議・報告内容につき、積極的に助言・質問を行いました。

各社外監査役は、経営に関する高い見識に基づき、かつ、独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会の審議・報告内容につき、経営監視機能を果たすため適宜質問を行い、また、監査役会の審議・報告内容につき、実効性の高い監査の実現のため積極的に質問・意見表明を行いました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	87
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	184

(注) 1. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

2. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分もできないため、これを合算して記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、経理業務効率化及び国際財務報告基準導入に関するコンサルティング業務を委託し、対価を支払っております。なお、上表下段の金額には当該対価を含んでおりません。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、会計監査人が適確性又は独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、取締役会は監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、当社及び当社子会社（以下「グループ」と記載します）における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備・充実させ、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

- ① グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. グループの社会的責任に対する基本姿勢を示す「ニコンCSR憲章」を制定し、また、グループの役職員が法令や社内規程に従いつつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるよう「ニコン行動規範」にて基準を明確にすることなどにより、グループの役職員への企業倫理意識の浸透・定着を図っています。
 - ロ. 社会的責任経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的とした「CSR委員会」を設置し、その傘下において「企業倫理委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。また、グループのCSR並びにコンプライアンスに関する活動を統括し、推進するための専任部門としてCSR推進部を設置しています。
 - ハ. 反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「ニコンCSR憲章」及び「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。
 - ニ. グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めています。
 - ホ. グループの業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部監査部門として経営監査部を設置し、内部監査を行っています。
 - ヘ. 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループ内のコンプライアンスを徹底するために、「倫理ホットライン」などの報告相談窓口をグループ各社に設置し、運用しています。
- ② グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社及び国内子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図っています。
 - ロ. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、グループにおいて各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした権限規程を制定しています。

- ハ. 当社の取締役がグループの意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、「経営委員会」、「経営会議」、各種委員会等の機関を設置しています。この内、「経営委員会」は、常勤取締役等から構成され、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けております。
- 二. 企業理念である「信頼と創造」の下、グループの経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度計画目標の達成に向けては、事業部制によって事業運営を行い、定期的を開催する「事業活動報告会」においてその執行及び課題の進捗状況を把握するほか、「業績評価制度」に基づいてその成果を評価・確認しています。
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 当社の取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備しています。
- ロ. 情報の保護については、社長直轄の情報セキュリティ推進本部を設置しグループ全体の情報セキュリティを一元的に統括するなど体制の整備・強化に努めています。また、グループ共通の規程を整備し、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等について役職員に対し周知・徹底を図っています。
- ④ グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じるなど、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めています。
- ロ. 企業倫理、個人情報保護、環境管理、品質管理、輸出管理、インサイダー取引の未然防止、防災対応の各分野を中心に規程・マニュアルを整備し、グループにおける損失防止の管理体制を強化しています。
- ハ. 内部監査部門である経営監査部がグループのリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備しています。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「経営委員会規則」、「子会社等に関する決裁・報告規程」等において、子会社の重要な事項については当社への報告、当社での決裁等がなされる体制が整備されております。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役会運営を効率的に行い、監査役監査の実効性を高めることを目的として、当社監査役の指揮命令に従って監査役の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査役スタッフとして従事させています。
 - ロ. 監査役スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査役の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保しています。
- ⑦ グループの取締役等が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の監査役は、「経営委員会」、「経営会議」、「事業活動報告会」等の重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握し、監査しています。
 - ロ. 当社の監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口へ寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制が整備されています。
 - ハ. 当社の監査役に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、当社の監査役は必要に応じて経営監査部に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。
 - ニ. 報告相談窓口である「倫理ホットライン」に報告した者への報復行為を禁ずる規定を「倫理ホットライン運用規程」に置くなど、当社の監査役への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保するための体制の整備に努めております。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役の監査費用については、一定の年間予算を設けており、監査に必要な費用であれば、予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払うこととしております。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払うこととしております。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の監査役の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めています。

ロ. 当社の監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っています。

- (注) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)を踏まえ、当社では平成27年4月3日の取締役会にて「業務の適正を確保するための体制」を改定しており、改定後の内容を記載しております。
主な改定内容はグループの業務の適正を確保するための体制及び監査役の監査を支える体制の充実であります。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

以 上

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	685,516
現金及び預金	262,501
受取手形及び売掛金	131,554
商品及び製品	88,072
仕掛品	121,929
原材料及び貯蔵品	29,980
繰延税金資産	37,862
その他	17,774
貸倒引当金	△4,159
固定資産	287,429
有形固定資産	148,085
建物及び構築物	53,094
機械装置及び運搬具	48,072
土地	16,142
リース資産	1,872
建設仮勘定	4,393
その他	24,510
無形固定資産	28,370
のれん	3,076
その他	25,294
投資その他の資産	110,973
投資有価証券	80,860
退職給付に係る資産	9,658
繰延税金資産	10,152
その他	10,586
貸倒引当金	△285
資産合計	972,945

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	287,265
支払手形及び買掛金	113,724
短期借入金	28,600
リース債務	1,011
未払費用	58,454
未払法人税等	5,038
前受金	46,489
製品保証引当金	9,165
その他	24,781
固定負債	113,479
社債	50,000
長期借入金	34,600
リース債務	1,285
繰延税金負債	11,472
退職給付に係る負債	8,477
資産除去債務	3,623
その他	4,020
負債合計	400,744
(純資産の部)	
株主資本	512,290
資本金	65,475
資本剰余金	80,711
利益剰余金	378,515
自己株式	△12,412
その他の包括利益累計額	58,270
その他有価証券評価差額金	20,775
繰延ヘッジ損益	△1,200
為替換算調整勘定	40,517
退職給付に係る調整累計額	△1,821
新株予約権	1,132
少数株主持分	507
純資産合計	572,200
負債純資産合計	972,945

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		857,782
売上原価		532,383
売上総利益		325,398
販売費及び一般管理費		281,986
営業利益		43,412
営業外収益		
受取利息	1,516	
受取配当金	1,196	
持分法による投資利益	1,420	
その他	4,855	8,988
営業外費用		
支払利息	1,405	
為替差損	1,789	
その他	2,837	6,032
経常利益		46,368
特別利益		
固定資産売却益	91	
投資有価証券売却益	4,982	5,073
特別損失		
固定資産売却損	56	
減損損失	16,229	
投資有価証券評価損	3	16,289
税金等調整前当期純利益		35,153
法人税、住民税及び事業税	11,006	
法人税等調整額	5,728	16,735
少数株主損益調整前当期純利益		18,417
少数株主利益		53
当期純利益		18,364

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	65,475	80,711	384,843	△12,618	518,412
会計方針の変更による 累積的影響額			△11,970		△11,970
会計方針の変更を 反映した当期首残高	65,475	80,711	372,872	△12,618	506,441
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△8,726		△8,726
剰余金の配当 (中間配当)			△3,966		△3,966
当期純利益			18,364		18,364
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分			△115	211	96
連結範囲の変動			87		87
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	5,643	205	5,848
平成27年3月31日残高	65,475	80,711	378,515	△12,412	512,290

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
平成26年4月1日残高	12,859	△160	17,424	△2,762	27,361	952	87	546,813
会計方針の変更による 累積的影響額								△11,970
会計方針の変更を 反映した当期首残高	12,859	△160	17,424	△2,762	27,361	952	87	534,842
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△8,726
剰余金の配当 (中間配当)								△3,966
当期純利益								18,364
自己株式の取得								△6
自己株式の処分								96
連結範囲の変動								87
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	7,915	△1,040	23,093	940	30,909	179	420	31,509
連結会計年度中の 変動額合計	7,915	△1,040	23,093	940	30,909	179	420	37,358
平成27年3月31日残高	20,775	△1,200	40,517	△1,821	58,270	1,132	507	572,200

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	422,995	流動負債	231,084
現金及び預金	126,404	支払手形	705
受取手形	4,876	電子記録債務	19,562
売掛金	72,542	買掛金	73,069
製品	33,490	短期借入金	13,600
半製品	1,084	1年内返済予定の長期借入金	15,000
原材料	28	リース債務	825
仕掛品	113,044	設備関係未払金	9,622
貯蔵品	10,308	未払費用	25,638
繰延税金資産	24,904	未払法人税等	2,368
関係会社短期貸付金	25,366	前受金	36,164
未収入金	9,550	預り金	26,986
その他	2,080	製品保証引当金	4,114
貸倒引当金	△686	その他	3,426
固定資産	236,287	固定負債	88,745
有形固定資産	59,491	社債	50,000
建物	22,911	長期借入金	34,600
構築物	766	リース債務	919
機械及び装置	15,272	資産除去債務	2,335
車両運搬具	26	その他	890
工具、器具及び備品	5,764	負債合計	319,829
土地	9,837	(純資産の部)	
リース資産	1,332	株主資本	318,777
建設仮勘定	3,579	資本金	65,475
無形固定資産	20,749	資本剰余金	80,711
ソフトウェア	16,668	資本準備金	80,711
その他	4,081	利益剰余金	185,002
投資その他の資産	156,047	利益準備金	5,565
投資有価証券	70,054	その他利益剰余金	179,437
関係会社株式	48,729	研究開発積立金	2,056
出資金	1	買換資産圧縮積立金	4,451
関係会社出資金	14,786	圧縮積立金	4,902
関係会社長期貸付金	9,819	別途積立金	111,211
従業員に対する長期貸付金	6	繰越利益剰余金	56,815
前払年金費用	5,100	自己株式	△12,412
繰延税金資産	3,544	評価・換算差額等	19,543
その他	4,012	その他有価証券評価差額金	20,744
貸倒引当金	△9	繰延ヘッジ損益	△1,200
資産合計	659,283	新株予約権	1,132
		純資産合計	339,453
		負債純資産合計	659,283

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		607,556
売上原価		465,887
売上総利益		141,668
販売費及び一般管理費		134,349
営業利益		7,319
営業外収益		
受取利息・配当金	21,604	
その他の営業外収益	3,822	25,427
営業外費用		
支払利息	1,161	
その他の営業外費用	3,362	4,524
経常利益		28,223
特別利益		
固定資産売却益	229	
投資有価証券売却益	4,982	5,211
特別損失		
固定資産売却損	1	
減損損失	15,555	
関係会社事業損失	3,267	18,823
税引前当期純利益		14,610
法人税、住民税及び事業税	4,387	
法人税等調整額	90	4,477
当期純利益		10,133

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本										株主資本合計
	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	
	資本金	資本剰余金		その他利益剰余金							
		資本準備金	利益準備金	特別償却準備金	研究開発積立金	買換資産圧縮積立金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成26年4月1日残高	65,475	80,711	5,565	7	2,056	4,453	4,797	111,211	70,831	△12,618	332,490
会計方針の変更による累積的影響額									△11,243		△11,243
会計方針の変更を反映した当期首残高	65,475	80,711	5,565	7	2,056	4,453	4,797	111,211	59,587	△12,618	321,246
当期変動額											
特別償却準備金の取崩				△7						7	-
買換資産圧縮積立金の取崩						△1				1	-
圧縮積立金の積立							2,601		△2,601		-
圧縮積立金の取崩							△2,496		2,496		-
剰余金の配当									△8,726		△8,726
剰余金の配当(中間配当)									△3,966		△3,966
当期純利益									10,133		10,133
自己株式の取得										△6	△6
自己株式の処分									△115	211	96
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	△7	-	△1	105	-	△2,771	205	△2,469
平成27年3月31日残高	65,475	80,711	5,565	-	2,056	4,451	4,902	111,211	56,815	△12,412	318,777

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成26年4月1日残高	12,844	△193	12,650	952	346,093
会計方針の変更による 累積的影響額					△11,243
会計方針の変更を反映 した当期首残高	12,844	△193	12,650	952	334,850
当期変動額					
特別償却準備金の取崩					-
買換資産圧縮積立金の取崩					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
剰余金の配当					△8,726
剰余金の配当(中間配当)					△3,966
当期純利益					10,133
自己株式の取得					△6
自己株式の処分					96
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,900	△1,007	6,893	179	7,072
当期変動額合計	7,900	△1,007	6,893	179	4,603
平成27年3月31日残高	20,744	△1,200	19,543	1,132	339,453

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 ニコン
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出	正弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永山	晴子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニコンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出	正弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永山	晴子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニコンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社 ニコン 監査役会

常勤監査役 河 合 芳 道 ㊞

常勤監査役 藤 生 孝 一 ㊞

監 査 役 上 原 治 也 ㊞

監 査 役 畑 口 紘 ㊞

(注) 監査役上原治也及び監査役畑口紘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京4階 菊の間



交通

東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」(地下通路を通りC8出口より) … 徒歩約3分
 都営大江戸線「都庁前駅」(地下通路を通りC8出口より) …… 徒歩約3分
 JR線、小田急線、京王線、地下鉄各線「新宿駅」(西口より) …… 徒歩約10分



●無料シャトルバスのご案内

ホテル専用のシャトルバスが新宿駅西口京王百貨店前のバス停21番乗り場より午前8時20分から20分間隔で運行しております。所要時間は約10分です。(当社株主総会の受付開始は午前9時でございます。)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

